



- 2月12日(日)各種サービス停止…2
- 「税についての作文・税の標語」受賞者…3
- シリーズ 庁舎統合方針①…3
- 市民農園の利用者の募集…4
- ロードレース大会に伴う交通規制…8

No.400
平成29年(2017)

2/1

市役所代表 ☎042-464-1311 (平日午前8時30分～午後5時)
 発行/西東京市
 編集/企画部秘書広報課 〒188-8666 西東京市南町5-6-13
 配布/シルバー人材センター ☎042-425-6611

詳細はホームページで [西東京市Web](http://www.city.nishitokyo.lg.jp/) 検索
 市ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>
 携帯電話から <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/mobile/>



2月16日(木)から税の申告が始まります

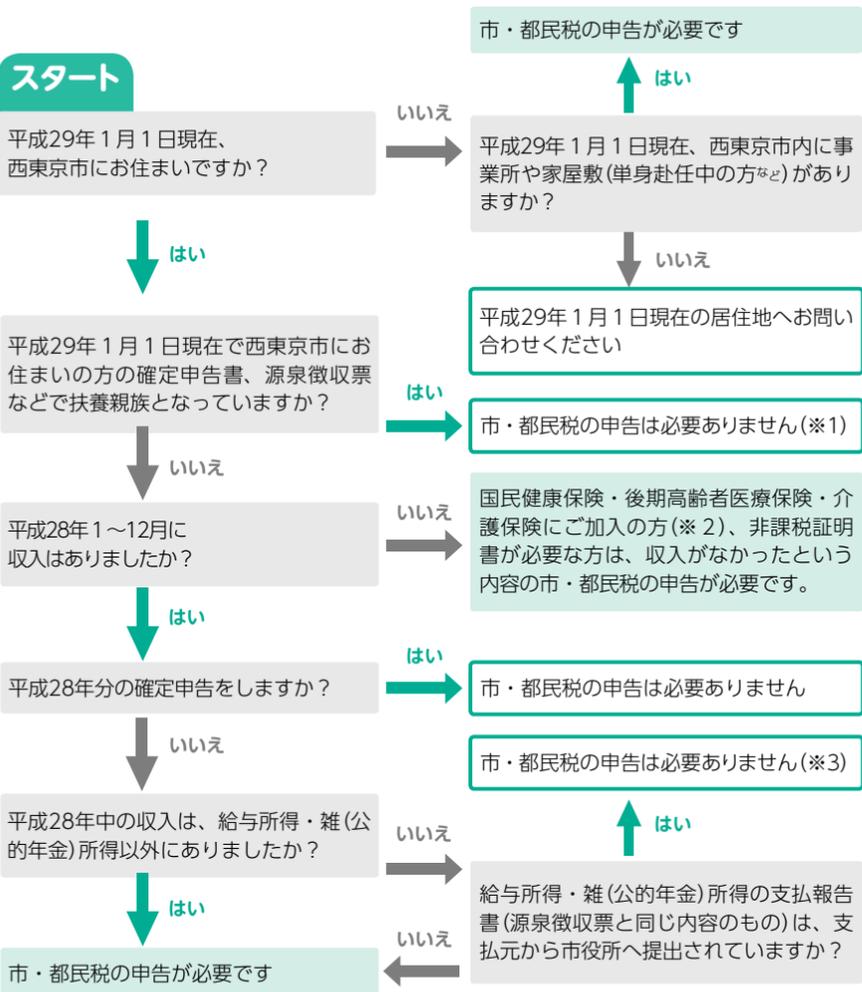
申告期間

2月16日(木)～3月15日(水)

市民税・都民税の申告は市役所へ

◆市民税課 ☎(042-460-9827・9828)

市民税・都民税の申告は必要ですか？



※1 非課税証明書に所得金額の記載が必要な方は、市・都民税の申告が必要です。
 ※2 所得金額により保険料などの軽減を受けられる場合があります。
 ※3 本人控除、扶養控除や生命保険料控除などが、支払報告書の内容から変更になる場合には、確定申告または市・都民税の申告が必要な場合があります。

市民税・都民税の申告書は、郵送でも受け付けています

申告書に必要な事項を記入のうえ、源泉徴収票や証明書類などの添付に併せて、個人番号(マイナンバー)および身元確認ができる書類の写しを同封し、〒188-8666市役所市民税課へ郵送してください。申告書の「控え」部分の返送をご希望の方は、返送先の住所・氏名を明記し、切手を貼った返信用封筒を忘れずに同封してください(就学援助費の申請などで必要となることがあります)。

申告受付期間中の市民税課への電話

2月16日(木)～3月15日(水)は、市民税課職員の多くが受付会場業務を行っているため、電話が繋がりにくい場合がありますのでご了承ください。電話でのお問い合わせは、できる限り2月15日(水)までお願いします。ご理解とご協力をお願いします。

控除対象となる社会保険料などの確認は？

- ◆国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料
- ◆国民年金保険料
- ◆保険年金課 ☎(042-460-9822)
- ◆後期高齢者医療保険料
- ◆保険年金課 ☎(042-460-9823)
- ◆介護保険料
- ◆高齢者支援課 ☎(042-438-4031)

確定申告や市の申告には、次のものがが必要です。

- ①平成28年9月30日までに納付した方…11月上旬に日本年金機構から送付された控除証明書と10月1日以降に納付した保険料の領収書
- ②10月1日～12月31日の間に、初めて保険料を納付した方…2月上旬に日本年金機構から送付される控除証明書
- ◆控除証明書専用ダイヤル ☎(0570-003-004 ※3月15日(水)まで) ※050で始まる電話からは ☎(03-6630-2525)へ
- ◆武蔵野年金事務所 ☎(0422-56-1411)
- ◆保険年金課 ☎(042-460-9825)

介護保険サービス利用料、おむつ代は医療費控除の対象になる場合があります

◆介護保険サービス
平成28年中に支払った介護保険サービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります。申告の際には、医療費控除の対象金額が記載された領収書の添付が必要です。控除対象などは、お問い合わせください。

◆高齢者支援課 ☎(042-438-4030)

◆おむつ代
医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、医療費控除を受けるのが2年目以降であり、要介護認定を受けている方は、介護保険主治医意見書内容確認書で代用できることもあります。その場合、おむつの使用を証明する一定の要件を満たしている必要がありますので、あらかじめお問い合わせください。

◆高齢者支援課 ☎(042-438-4105)

税務署からのお知らせ……………2面

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

申告に必要なものなど詳細は、市報1月15日号または市報をご覧ください。

場所	日程	受付時間	市・都民税の申告		所得税の確定申告	
			相談	提出のみ	相談	提出のみ
出張窓口 新町福祉会館 下保谷福祉会館 ひばりが丘公民館 柳沢公民館 住吉会館ルピナス	2月1日(木)	午前9時30分～11時30分・午後1時～3時30分 ※午前9時までは会場に入れません。	○	○	-	○
	2日(木)		○	○	-	○
	3日(金)		○	○	-	○
	6日(月)		○	○	-	○
	7日(火)		○	○	-	○
田無庁舎2階展示コーナー	2月16日(木)～3月15日(水)	午前9時～午後4時 (2月17日(金)・24日(金)は、夜間窓口(午後6時～8時)も開設)	○	○	○	○
保谷庁舎1階臨時窓口	2月16日(木)～3月8日(水)	午前9時～午後4時	○	○	-	○
防災センター6階	3月9日(木)～15日(水)		○	○	○	○
防災センター6階 税理士による無料申告相談会	2月7日(火)～10日(金)		-	-	○	-

※窓口の利用は、西東京市在住の方、事業所・家屋敷がある方が対象です。

市でご相談のできる所得税の確定申告は、給与所得者の還付申告や公的年金等の申告など簡易な確定申告です。

国外の方を扶養する場合や土地・建物・株式の売却による譲渡所得などの分離課税を含む申告、初めて住宅ローン控除を受ける方の申告、雑損控除・災害減免・外国税額控除の申告、事業所得の収支内訳書・決算書の書き方など、内容が複雑なものは税務署へご相談ください。

※土・日曜日、祝日を除きます。
 ※「提出のみ」は、税額の計算まで内容が全て記入済みの確定申告書を一時的に市でお預かりするものです。
 ※各窓口の受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。また、受付初日や最終日は窓口の混雑が予想されますので、混雑緩和にご協力をお願いします。
 ※市・都民税申告書および所得税の確定申告書の用紙は、市役所(両庁舎)・出張所で配布しています。所得税の確定申告書は、国税庁HPでダウンロードや作成ができますので、ぜひご利用ください。
 ※各会場とも車での来場はご遠慮ください。